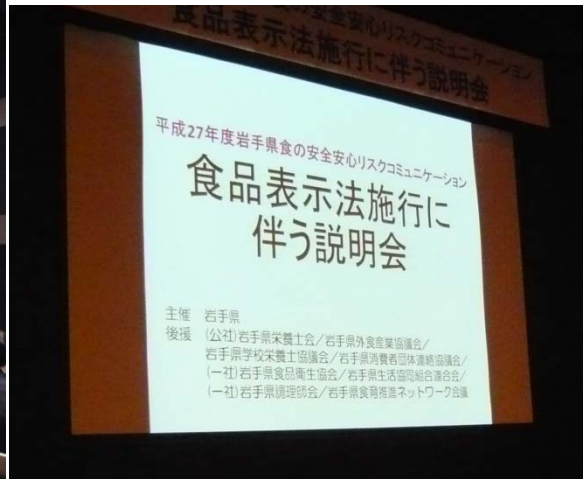


# 平成27年度岩手県食の安全安心リスクコミュニケーション(第1回) 食品表示法施行に伴う説明会

## 開催結果概要



27.8.21 県民くらしの安全課

# 1 開催概要

目 的	平成27年4月1日から施行された食品表示法について、正しい知識の普及を図り、事業者の適正表示、消費者の食品表示の有効活用等を促すことにより、食品に関する信頼の向上と県民理解の増進に資するため、説明会を開催する。
日時・会場	平成27年8月21日(金) 13:30～15:30 いわて県民情報交流センター「アイーナ」7階 アイーナホール
参加者	約400名
内 容	◆講演「食品表示法と新基準について」 ＜講師＞ 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 船田修平 氏  ◆質疑等 参加者からの事前質問、会場からの質問等

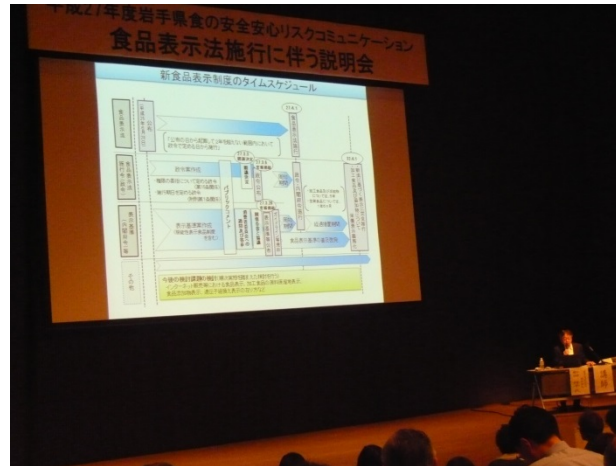
## 2 講演

### 「食品表示法と新基準について」

講師 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 船田修平 氏

内容 表示の一元化の背景、食品表示法の概要、食品表示基準についての基準の構成、制度の主な変更点等について詳細に解説していただきました。

来場者の方々は、メモをとるなど大変熱心に聴講していました。



# 3 質疑等

参加者から事前に寄せられた質問等のほか、会場の質問・意見に対し、講師等に解説していただきました。

☆司会 岩手県環境生活部県民くらしの安全課食の安全安心課長 小島 純

☆アドバイザー 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 船田修平 氏



アドバイザー



質疑応答

## ◆ 質疑・意見交換

1 製造者と販売者の両方を併記したい場合、表示に責任を有する者が製造者の場合は、販売者の記載は、枠外に「販売元」として記載するのか。

また、表示に責任を有する者が販売者の場合は、同じく、枠外に「製造元」として記載するのか。正しい記載方法を教えてほしい。

⇒ 一括表示の中には表示責任者を表示する。表示責任者は原則一つの者というルールであるので、両者の合意に基づいてどちらかが表示責任者になる。

製造者が表示の責任を取るといふことであれば、販売者は、例えば「販売元」のような形で記載していただきたい。

表示責任者としては、製造者、販売者、加工者、輸入者の4者であることから、製造者と販売者と書いた場合に消費者にとってはどちらが表示責任者なのか迷わないよう表示していただきたい。枠外に一方を表示するのであれば、用語を変えなくてもよいが、同じ枠の中に表示するのであれば、販売元なり、製造元なり別用語で表示していただきたい。

## ◆ 質疑・意見交換

2 詰合せ食品の表示方法についてお聞きしたい。

業者Aでは、炊き込みご飯のもと（①スープと②具）を製造しているが、①②を業者Bで詰め合わせて業者Bが販売する場合、業者Bは製造者になるのか、販売者になるのか。

※①スープと②具はばらでの販売はしていない。

⇒ 質問の内容だけからすると、業者Bは、詰め合わせだけするのであれば、「加工者」ということになる。

3 アレルギー表示について、黒豆や枝豆を原材料と使用する際に、大豆である旨の表示をしたいが、「黒豆（大豆）」と表示して良いか。「黒豆（大豆を含む）」は黒豆が大豆そのものなので、なじまないと考えるがどうか。

⇒ 黒豆や枝豆とした場合、消費者が大豆だとわかるように、「黒豆（大豆）」、「枝豆（大豆）」と表示することが適当。

## ◆ 質疑・意見交換

4 容器包装に入れられた加工食品には、栄養成分表示の義務化がありますが「容器」と大きなくくりで書かれていますが、こういった「容器」があるのでしょうか？箱やプラスチック等細かい説明をお願いします。

⇒ 容器については、通知、Q&Aに示されているので参照願いたい。

5(1) 資料7ページに栄養成分表示の対象となる食品についてQ&Aがあるが、「サイクルメニューは除く」とあるが、サイクルメニューとは何かについて教えていただきたい。

⇒ ケースバイケースであるが、例えば、週代わりで出すとか、固定した商品で一定の栄養成分表示ができるということであれば、表示義務になる可能性があるとお考えいただきたい。

5(2) 惣菜のような商品、お盆とか正月だけに出す商品とか、週に1, 2日だけ出すものは表示の義務は不要と理解してよろしいか。

⇒ ケースバイケースである。

## ◆ 質疑・意見交換

6 機能性食品についてお聞きしたいが、今回70件程届出されているが、その商品を見ると、乳酸菌や酢等、一般的な成分を機能性の成分としており、それをあえて機能性食品表示とするところに意味があるのか疑問がある。

今回認められたものの中でトクホでは認可されなかった成分が今回、機能性食品表示として出されているが、企業がこれはいいですというものが崩れた場合に、認められないということになるのであれば、消費者が安心して商品を選ぶための食品表示という概念から外れるのではないかと思うがその点はいかがか。

⇒ ご意見として承る。



## ◆ 質疑・意見交換

7 資料p7にある原材料名表示等に係るルールの変更について、ドレッシングであれば、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから表示とあるが、例えば、ドレッシングの調味料等が入っていた場合、それを分解して、その重量の多い順に表示するという理解でよろしいか。

⇒ ドレッシングの場合、これまで、原材料と添加物を分けずに単純に重量順で表示していた。例えば、原材料2種類、添加物2種類あった場合に、区分せずに4つを重量順のみで表示していたが、今後は、原材料名欄に原材料と添加物とに分けてそれぞれ2つずつを重量順で記載することになる。

8 資料p10の業務用加工食品については、表示の変更はないという説明があった気がするが、経過措置期間があるのは何故か。

⇒ 業務用加工食品であっても、アレルギー表示等の表示方法の変更がある。

## ◆ 質疑・意見交換

- 9(1) 食品表示基準 p26の義務表示の特例で「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」はここに書かれている項目は省略できるということだが、例えば、スーパーのインストアで製造した惣菜は、これに該当すると思ったがそこはどうか。  
Q&Aではこれに該当すると書かれていたが、先ほどの質問では違うような形で言われていたので確認したい。

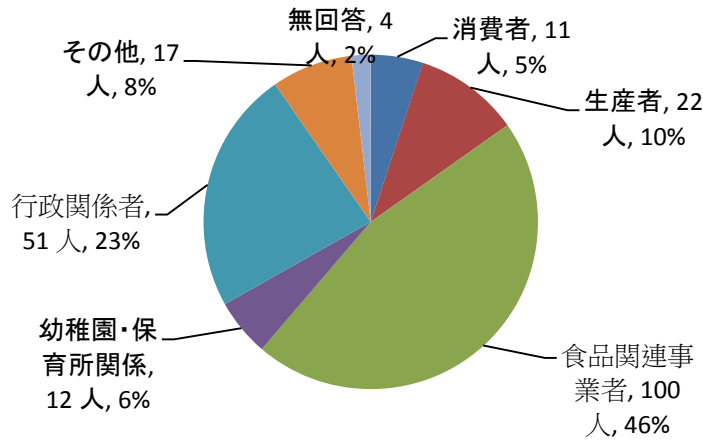
⇒ 基本的に、スーパーのインストア等を意味する。

- 9(2) インストアで製造した惣菜には先ほど話されていた栄養成分表示は省略できるということでもいいか。

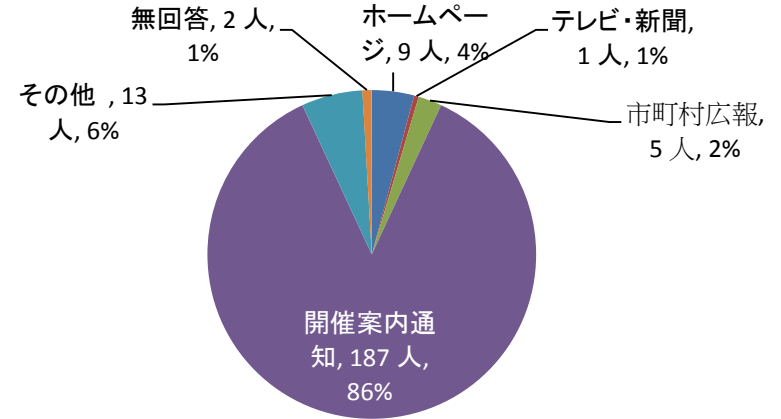
⇒ スーパーのインストアで製造したものは省略可。

# アンケート結果

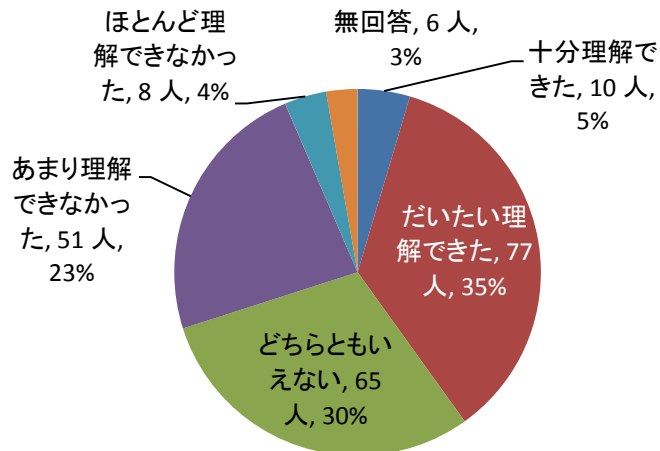
## 回答者の属性



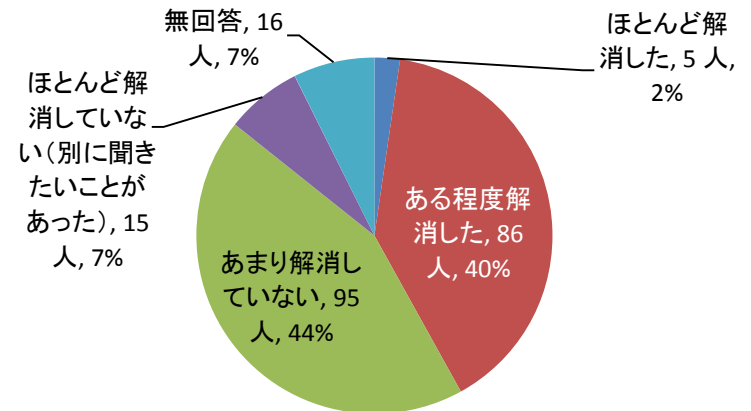
## 開催を知ったきっかけ



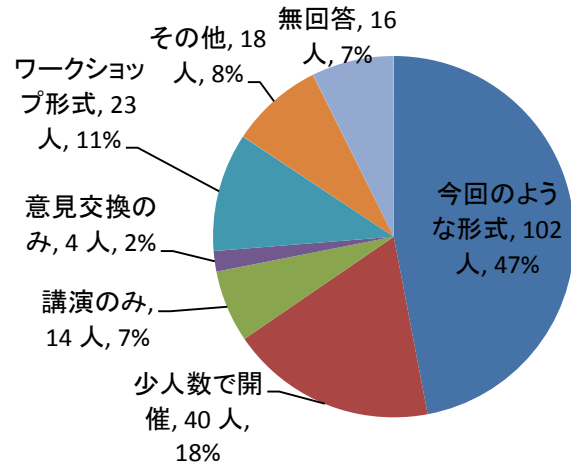
## 講演の内容



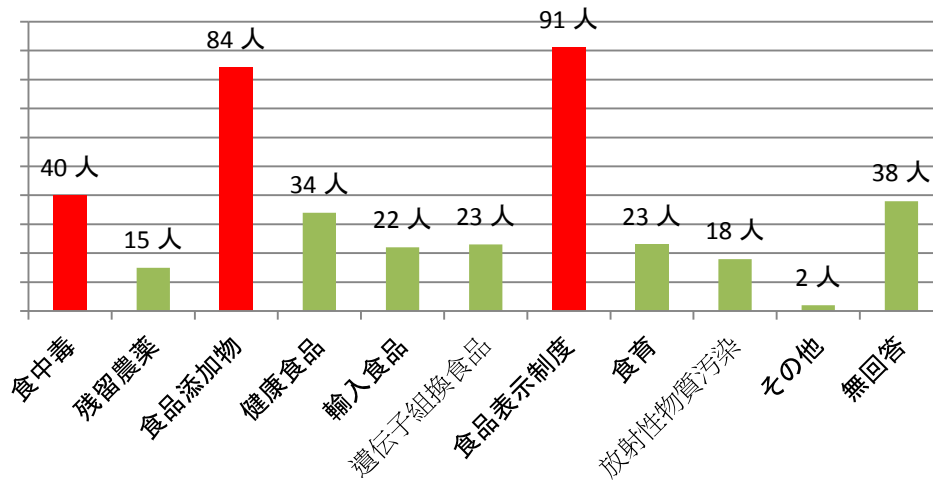
## 疑問の解消



## 今後の開催方法



## 今後取り上げてほしい話題



# 説明会開催後の参加者からの主なご意見等

## <質問>

◆一括表示内の消費期限又は賞味期限の記載方法で”2016.8.21”という記載で問題ないか？年の書き方が分からない(”2016”又は”H28”)すべて正しいのか？

⇒「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号)より抜粋

「期限表示は、「消費期限平成27年4月1日」、「賞味期限27. 4. 1」、「消費期限27. 04. 01」、「賞味期限2015年4月1日」、「消費期限15. 4. 1」、「賞味期限15. 04. 01」のように表示すること。ただし、これらの表示が困難と認められる場合は「消費期限270401」、「賞味期限20150401」、「賞味期限150401」と年、月、日をそれぞれ2桁(西暦年の場合は4桁又は末尾2桁)とする6桁又は8桁で表示しても差し支えない。

## <意見>

◇業者と一般の方と分けて説明会や情報提供されるとよいと思います。

◇製造者と販売者の表示について、安心、安全なものを購入したいと考えて海外で製造されたものをさげたいと思っていたが、製造者がわからない場合がでてきました。それは、安心、安全に反するのではないのでしょうか。

◇「表示を見る側(消費者)の誤解をなくするため」はわかりましたが、「表示する側」にもっと誤解をなくすよう(正しく表示できるよう)指導、研修の機会の増加や、巡回相談員の設置等を希望します。

◇食品関連事業者が消費者に正しい情報を提供して欲しい。消費者が戸惑うような表示等はしないでほしい。

## ～リスクコミ開催を終えて～

食品表示法については、参加者が400人程となり、関心の高さをうかがわせました。

当日は事業者が多くをしめていましたが、消費者、保育園・幼稚園関係者、行政関係者等多数の参加者が来場され、皆、メモをとる等熱心に聴講しており、また、多くの方が今回のようなリスクコミュニケーションの機会が必要というご意見をいただきました。

今後、いただいたご意見を参考に、食の安全安心の確保のためのリスクコミュニケーションの取組を継続していきます。

